

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A会社B営業所に採用され勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、派遣先に出勤途上のC線D駅コンコースの階段で、下から駆け上がってきた男性を避けようとした際、階段を踏み外し、転落した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、E病院に救急搬送され、「頸部、背部挫傷、耳鳴等」と診断された。

請求人によれば、その後、右耳の耳鳴、難聴等の症状が持続するため、平成〇年〇月〇日F病院耳鼻咽喉科に受診し、「右外リンパ瘻」と診断された。更にその後、平成〇年〇月頃イライラ感や電車内やエレベータ内での不安発作、抑うつ状態が出現したことから、同年〇月〇日F病院精神科に受診し、「器質性精神障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は、本件通勤災害によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が本件通勤災害に起因するものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発病した本件疾病が本件通勤災害による頭部負傷に起因するものであると主張するので、以下に検討する。

(2) 請求人は、本件通勤災害時に頭部を打ったため本件疾病を発症した旨主張し、本件通勤災害の当日も、請求人を搬送した救急隊員や搬送先のE病院の担当医に「頭を打った」と訴えたと述べているが、救急隊への照会及びE病院の担当医G医師の意見書からは、請求人が頭痛を訴えた事実は確認できない。

この点、請求人は本件通勤災害に伴い右外リンパ瘻を発症したものと認められることからみて、請求人の頭部の少なくとも一部に右外リンパ瘻を発症させる程度の衝撃が生じたことは推認できるが、G医師は意見書において、請求人の頭部CT所見等を踏まえ、請求人において本件通勤災害による明らかな頭部外傷所見はない旨意見している。当審査会としても、本件通勤災害により、請求人に本件疾病を発症させるに足る脳の器質的病変が生じたとする客観的資料は見出せない。

(3) また、H医師は、意見書において、請求人の本件疾病の診断根拠として、「受傷前後の明確な人格変化、それまで既往のない精神症状の出現、検査により明らかに局所的に低下している高次脳機能と知能、受傷時のCTと比較して現在の脳サイズが萎縮していること、同部位の血流の低下。また、同疾患に効果の

ある薬剤が効果を示していること」を挙げ、本件通勤災害から本件疾病発症までの時間経過については、「転倒から数ヶ月までの無症状期間を発症までに当疾患では待つことがあり、明確な精神症状として発病するため」と意見している。

しかしながら、H医師作成の退院サマリーをみると、「SPEC-Tをおこなったが、血流低下は証明されなかった。」と、同医師による上記意見書の所見と異なる記述があり、また、同病院脳神経外科コンサルでも器質的精神障害に特徴的な画像所見は認められなかったと上記意見書と矛盾する記載が認められ、同医師の意見は採用し難い。

(4) 一方、本件通勤災害による負傷と本件疾病の関係について、I医師は、意見書において、本件通勤災害時の負傷としては請求人に明らかな頭部外傷所見はなく、E病院で撮影された頭部CT画像において頭頂部に脳の萎縮が認められるものの、脳の萎縮が短期間に生じることが医学的に考え難いことから、当該脳萎縮は本件通勤災害以前から存在する既往であるとし、同病変が本件通勤災害における頭部負傷に起因するとは認められないと述べている。さらに、同医師はその後の頭部CT及びMRI画像に明らかな変化が認められないとも述べている。当審査会としても、請求人の本件疾病の機序や検査結果等を勘案し、同医師の意見を妥当なものであると判断する。

(5) したがって、当審査会は、請求人の本件疾病と本件通勤災害における頭部負傷との間に相当因果関係があるとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病は本件通勤災害によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。